建設機械抵当法に基く打刻及び検認申請の手引き

1. 制度の趣旨

民法上、動産とされるものは原則として抵当権を設定することができませんが、特別法により例外的に設定できるものがあります。建設機械についてもこの特別法(「建設機械抵当法」(昭和 29 年法律第 97号))があり、この法律に基き、打刻を行った建設機械については所有権保存の登記を行い、抵当権を設定することができます。

打刻とは、同一性及び特定性を確保するため、フレーム等に固有の記号を打ち込むことをいいます。 検認とは、既に打刻されている記号を実地に確認することをいいます。

打刻(検認)の実施については都道府県知事が行っています。(国土交通大臣からの委任分を含みます。)

2. 申請手続きについて

- (1) 打刻及び検認の申請における要件(すべてを満たしている必要があります。)
 - ■所有者(申請者)が、建設業法による建設業の許可を有していること。
 - ■建設機械抵当法施行令別表に定める建設機械であること。
 - ■申請者が、当該建設機械について、第三者に対抗することのできる所有権を有していること。
 - ■質権・差押・仮差押・仮処分の目的となっていないこと。
 - ■申請時及び打刻(検認)を実施する時に、当該建設機械が鳥取県内に所在すること。

(2) 申請に必要な書類

下記の提出書類を正副2部作成し、<u>正本に手数料の鳥取県収入証紙を貼付</u>したうえで、県土整備部県 土総務課建設業担当(県庁5階)に提出してください(郵送可)。

- 1.建設機械打刻/検認申請書(別記様式第一号)
- 2.売買契約書の写し及び代金の完済を証明する領収書の写し
- 3.機械の登録証書または仕様書(建設機械抵当法施行令第4条に規定する内容すべてが判るもの)
- 4.機械の詳細がわかる写真数点(申請者の看板等が一緒に写っているもの、または会社の敷地内にある と認められるものが望ましい)
- 5.申請者の建設業許可通知書の写し
- 6.売り主/買い主双方の商業登記簿謄本(正本には原本、副本は写で可)※1
- 7.売り主/買い主双方の印鑑証明書(正本には原本、副本は写で可)
- 8 誓約書
- 9.申請者の法人事業税納税証明書(正本には原本、副本は写で可)※2
- ※1 個人の場合は住民票(正本には原本、副本は写で可)
- ※2 個人の場合は個人事業税納税証明書(正本には原本、副本は写で可)

申請書は上述の「建設機械抵当法」、「建設機械抵当法施行令」の他、「建設機械抵当法施行規則」を参考に記載してください。

手数料は「鳥取県手数料徴収条例」で定められており、1申請(機械)につき <u>36,000 円</u>となっています。必要分の鳥取県収入証紙を正本に貼付して提出してください。

3. 打刻・検認の実施について

初めて建設機械に抵当権設定を行う場合、建設機械に記号の刻印を打刻します。すでに刻印のある建設機械(過去に抵当権設定が行われていたことがあり、現在は抵当権等が消滅してその機械の登記が閉鎖されている場合)については、刻印の検認を行います。

申請書を受理後、日程調整の上、申請者立会いのもと、実地にて打刻(検認)を実施します。

打刻を行う位置は建設機械抵当法施行規則別表第二のとおりです。印字面は概ね縦 4cm、横 20cm 程度になりますが塗装を剥離した上で打刻しますのであらかじめご了承ください。(打刻後は再塗装していただいて結構です。)

4. 建設機械打刻 (検認) 証明書の交付

打刻(検認)後、鳥取県より証明書を交付します。この証明書は、建設機械の所有権保存登記を行うために必要な書類です。また、<u>所有権保存登記を打刻(検認)の日から2週間以内に行わなければ証明は無効となり、有効期間経過後は改めて検認申請を行う必要がありますのでご注意ください。</u>(改めて手数料 36,000 円が必要となります。)

(所有権保存登記の申請手続きの方法については、管轄する各法務局にお問い合わせください。)

■建設機械打刻(検認)証明申請書提出先

鳥取県県土整備部県土総務課建設業担当

 $\mp 680 - 8570$

鳥取市東町一丁目220番地

打 刻 建 設 機 械 申 請 書 検 認

打刻 この申請書により建設機械抵当法第四条によるの申請をします。												
検認 この申請書の記載事項は事実に相違ありません。												
	平成 鳥取場		年	月	日	申請人様	(ふ 住所) 事務原	又は名称 りがな) 又は主たる 所の所在地) がな)				ĘD
建の	設 機 名	械 称				打刻された記号 に記載		申請の場合				
型		式				製 造 者 名			- IE	種類及び 定格出力		
						製 造 年 月			原動	製造者名		
					_	製 造 番 号			機	製造年月		
						自動車登録番号				製造番号		
						建設機械の所在地	<u>h</u>					
仕様						所有権の取得の 原因及び年月日	名 前所有	有者の氏名又 「者の住所又! 事務所の所名	称は主			
								贈与、相続・等の			年月日	
						建設業法による	許可	可 年 月	日			
						許 可	許	可 番	号			
						主たる営業所の所在地						
※打 刻 の年月日検 認 の年月日平成 年 月 日												

記載要領

- 1 申請人が個人企業者の場合には当該企業者の氏名及び住所を記入の上押印し、法定代理人又は支配人があるとき は、その者の氏名を記入の上押印すること。申請人が会社又は組合等の場合には、当該会社又は組合等の名称及び 主たる事務所を記入の上代表者の氏名を記入し押印すること。
- 2 「建設機械の名称」欄には、当該建設機械の建設機械抵当法施行令(昭和二十九年政令第二百九十四 号)別表の 名称欄に掲げる名称を記入すること。
- 3 「打刻された記号」欄には、検認の場合に記入するものとし、当該記号の数字はアラビヤ数字をもつ てすること。
- 4 「原動機」欄は、原動機を有する場合に記入すること。同欄中「種類及び定格出力」の種類には、電動機、石油 機関、ガソリン機関、ヂーゼル機関又は蒸気機関等の別を記入すること。
- 5 「自動車登録番号」欄は、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)による自動車登録番号 を有する場 合に記入すること。
- 6 「※」欄には、申請人は記入しないこと。
- 7 「仕様」欄には建設機械抵当方施行規則の別表第一に記載されている各仕様を記載すること。

誓約書

		平成	年	月	目
鳥取県知事	様				
	氏 夕 7 1 1 夕 新				
	氏名又は名称 (ふりがな)				印
	住所又は主たる				
	事務所の所在地				
	(ふりがな)				
下記建設機械につき、					
イ 質権・差押・仮差	押・仮処分の目的となっていないこと。				
ロ 当該機械について、	申請者が所有権を有していること。				
ハ 当該機械が建設工事	事の用に供するものであること。				
以上イ、ロ、ハについて	て相違ないことを誓約します。				
	記				
建設機械の名称:					
建設機械の型式:					
製造者名:					
製造年月日:					
製造番号:					

◆建設機械抵当法に基く打刻(及び検認)申請チェック表

打刻/検認の別:	受付日:		
7	NIZ also Es	Wilh - bar	
許可番号:	業者名:	機械の名称:	

I 書類の有無の確認

No.	書類	有/無	備考
1	建設機械打刻/検認申請書(様式第1号)		
	鳥取県収入証紙(36,000円)		
2	売買契約書の写し		
	領収書の写し		
3	機械の登録証書または仕様書 →Ⅱ		
4	機械の詳細がわかる写真数点		
5	申請者の建設業許可通知書の写し		
6	商業登記簿謄本(売り主) ※1		
	" (買い主) ※1		
7	印鑑証明書(売り主) ※1		
	" (買い主) ※1		
8	誓約書		
9	申請者の法人事業税納税証明書 ※1		

^{※1} 正本には原本を添付。副本は写で可。

Ⅱ 機械の仕様の確認 (建設機械抵当法施行例第4条第1項)

No.	仕 様	有/無	名称・規格
イ	機械の名称		
	機械の型式		
	建設機械抵当方施		
	行規則の別表第一		
	に記載されている		
	各仕様		
口	製造者名		
	製造年月		
	製造番号		
ハ	原動機の種類		
	# 製造番号		
	# 製造者名		
	" 製造年月		
11	自動車登録番号		
ホ	所在地		